

秋田県告示第224号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第3項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

令和元年10月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び名称	売りさばき場所	
	変更後	変更前
秋田市八橋鯨沼町9番49号 黒井産業株式会社秋田支店	能代市能代町字中川原29番12号	能代市能代町字中川原29番12号 能代市寿域長根36番22号